

札幌学院大学法学会規程（抄）

（名称および事務所）

第一条 本会は、札幌学院大学法学会と称し、事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

（目的）

第二条 本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

（事業）

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の発行
(二) 研究会・講演会の開催
(三) その他、本会の目的を達成するため必要と認めた事項

（組織および学生の地位）

第四条 本会は、次の会員をもつて組織する。
(一) 通常会員（法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名誉教授）
(二) 賛助会員（本学卒業生およびその他、本会の趣旨に賛同・支援し、会費を納入した者。ただし、総会の承認を必要とする）
(三) 学生会員（本学法学部学生）

第五条 (総会)
二、総会は、通常会員をもつて構成する。および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

（役員）

第六条 本会に次の役員を置く。
(一) 会長 一名
(二) 総務幹事 若干名

第七条 会長は、会を代表し、会務を総括主導する。
二、会長および他の役員は、総会で互選する。
三、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第八条 幹事の中から総務幹事を互選する。総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代行する。

二、幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を発行し、その他第三条に定められた事業を行う。
三、幹事には、編集・庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることができる。

会員名簿

会長

名譽教授 幹 總務幹事

見莊 家小	渡吉 松曲 洞蓮 千田 竹鈴 清小 岡伊 西
澤子 田沢	辺川 本田 澤池 葉處 谷木 水杉 田藤 尾
俊邦 愛隆	利日祥 秀 寛博 敏伸 久雅 敬
明雄 子司	治男 志統 雄穰 樹之 夫行 次子 康義